

評議員・役員報酬等支給基準 規程

(目的)

第1条 社会福祉法人みずものがたり（以下「法人」という。評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、但し法人と雇用契約を締結していない者（以下「外部理事」という。）に限る
 - (3) 監事
- 2 理事で法人と雇用契約を締結している者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については定時評議員会
- (2) 理事については定時評議員会後の最初の理事会
- (3) 監事については定時評議員会後の最初の理事会
- (4) 役員等が、その任務を実行するに当って理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員には、定時評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、評議員の日当の総額は、法人定款第8条において年間10万円を超えないものと定められている。

支給条件	日当
定時評議員会に参加したとき	10,000円

- (2) 外部理事には、定時評議員会後の最初の理事会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、理事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
定時評議員会後の最初の理事会に参加したとき	30,000円

- (3) 監事には、定時評議員会後の最初の理事会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、監事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
定時評議員会後の最初の理事会に参加したとき	30,000円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。